

令和 6 年度

国営施設応急対策事業盛岡南部地区
西部揚水機場除塵設備改修工事

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

国営施設応急対策事業盛岡南部地区西部揚水機場除塵設備改修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営施設応急対策事業盛岡南部地区の事業計画に基づき、西部揚水機場除塵設備の改修を行うものである。

2. 工事場所

岩手県盛岡市上飯岡23地割地内

3. 工事概要

本工事は、西部揚水機場の除塵設備の改修等を行うものであり、その概要は次のとおりである。

(1) 除塵設備

1) 除塵機改修

レーキ補修	1本
減速機油脂交換	3台
減速機・電動機再塗装	3台

2) 搬送設備改修

コンベアベルト交換	1基
クリーナゴム交換	1基
スカートゴム交換	1基
モータプーリ油脂交換	1台

3) 電気設備改修

除塵機遠隔操作盤（更新）	1面
除塵機機側操作盤（更新）	1面
電気配線	1式

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のほか、第10章設計、第11章構造及び製作、第13章電気通信設備に示すとおりである。

5. 施工範囲

(1) 本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、撤去、製作又は整備、輸送、据付及び試運転調整までの一切とする。

(2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。

- 1) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事
- 2) 壁貫通部及び箱抜き穴充填の二次コンクリート打設
- 3) 責任分界点までの引込み外線工事
- 4) 屋内外照明設備工事
- 5) 建築工事

第3章 施工条件

1. 工程制限

本工事の現場作業は、令和6年11月1日から着手可能である。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

(1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。

(2) 現場据付の工事期間には、雨天、休日等60日を見込んでいる。

なお、休日等は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に別紙－2により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている267日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－2と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の配置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年3月10日（工事完了期限日）まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書(施)第1章1－1－11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 既設設備との受渡し条件

本工事で既設設備に接続する内容は次のとおりである。

既設設備からの電源接続は、機場内電気室にある補器変圧器盤から3φ3W AC200V 50Hz及び、低圧通年受電盤から1φ2W AC100V 50Hzの接続とする。

2. 搬入路

現場への搬入路は、10t積み低床トレーラーの進入が可能である。

3. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書（土）3－2－2 一般事項 1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章 1－1－6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の契約日から60日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出のあった日から14日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

2. 除雪工

本工事では除雪工を計上していない。このため、現地状況等により除雪工が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、西部揚水機場の敷地内である。

第8章 貸与する資料等

1. 貸与する資料

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

- （1）資料名 国営施設応急対策事業盛岡南部地区 西部揚水機場実施設計業務報告書
西部揚水機場除塵機製作据付工事 完成図書（既存施設）
- （2）貸与期間 工事契約から工事完成まで
- （3）返納場所 東北農政局北上土地改良調査管理事務所
- （4）貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金は（基本料金・使用料金）は、発注者において負担する。

なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

第10章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章1. 貸与する資料について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

第11章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第7章「除塵設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第7章「除塵設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第3章によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 除塵機主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。

2. 除塵設備

- (1) 除塵機（現地油脂交換、現地塗装塗り替え、レーキ歯工場持込整備）

現地にて、減速機の油脂交換、減速機塗装塗り替えを行うものとし、レーキ歯の曲がり補修は、対象レーキを工場に持ち込み整備する。

交換部品、修繕項目

部品名	材質	数量	備考
減速機油脂交換	工業用ギヤ油	3式	除塵機NO. 1～NO. 3
減速機塗装塗り替え	フタル酸系	3式	除塵機NO. 1～NO. 3
レーキ歯曲がり1本補修	S U S	1式	除塵機NO. 3

- (2) 水平ベルトコンベヤ（現地整備）

現地にて、劣化部品の交換を行うものとする。

交換部品、修繕項目

部品名	材質	数量	備考
コンベヤベルト B=600 L≒32m	合成ゴム	1 個	3ply×上面カバー5.0mm×下面カバー1.5mm
Y形内面クリーナゴム L≒1.0m	合成ゴム	1 個	
スカートゴム L≒15.4m	合成ゴム	2個	
モータプーリ減速機油脂交換	グリース	1 式	

第12章 運転操作・制御方法

1. 運転管理

- (1) 機側及び遠隔（機場内操作室）における運転管理の内容は、別紙－3「管理項目表」のとおりとする。
- (2) 信号等情報の受け渡し方法は、次による。
 - 1) 監視信号 無電圧連続 a 接点信号又は、パルス信号

2. 運転操作

除塵機の運転操作の内容は、別紙－4「運転操作要領」のとおりとする。

第13章 電気通信設備

1. 一般事項

- (1) 高圧受変電設備、高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」に準ずるものとする。各設備、機器、器具ごとの仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM等）は、共通仕様書（施）並びに関係諸基準に準ずるものとする。
- (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。
- (3) 外部から引込み又は引出す電源線・信号線等の接続部には、SPD等を設置し雷害対策を行うものとする。
- (4) 回路構成等
 - 1) 除塵設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。
 - 2) 盤内照明はLEDとし、ドアスイッチにより点滅するものとする。
 - 3) スペースヒータはスナップスイッチ及びサーモスタットにより、入・切する。
- (5) 指示計及び表示計
 - 1) 電圧計、電流計は広角形とし、電流計は各モーターに対応させる。
 - 2) 状態表示及び故障表示は集合表示としランプテストができるものとする。
 - 3) 計器類及び表示等は外部より見やすい位置に配置するものとする。
- (6) 設置場所

機側操作盤は、操作、保守点検及び修理を原則として前面からできる構造とし、除塵設備動作の確認が容易で機器の搬入搬出に支障のない場所に設置する。

2. 設備概要

- (1) 電源は、西部揚水機場ポンプ設備改修工事で設置する補機変圧器盤及び低圧通年受電盤より供給する。

3. 負荷設備等

(1) 除塵機遠隔操作盤 (更新)

除塵機N0. 1～N0. 3及び水平ベルトコンベヤの連動運転を行う盤である。

1) 構 造	屋内鋼板製閉鎖自立形 (前面扉)	
2) 規 格	JEM 1265 CX形	
3) 材 質	箱体 SPC	
	扉 SPC	
	中板 SPC	
4) 外形寸法	幅1000×高さ2,350×奥行640mm程度	
5) 数 量	1 面	
6) 盤面取付品		
名称銘板 (アクリル製板非照光)		1 式
交流電圧計		1 個
交流電流計		4 個
運転時間計		3 個
運転回数計		3 個
集合表示灯		1 式
押釦スイッチ (運転、停止、非常停止、故障リセット、 警報停止、ランプテスト)		1 式
切替スイッチ (機側—監視操作卓)		1 個
7) 盤内取付品		
配線用遮断器 3 P100AF		1 個
配線用遮断器 3 P50AF		1 個
配線用遮断器 3 P30AF		6 個
配線用遮断器 2 P30AF		2 個
電磁接触器 可逆式		4 個
3Eリレー		4 個
カレントコンバータ		4 個
進相コンデンサ 40 μ F		4 個
漏電継電器		2 個
補助継電器		1 式
限時継電器		1 式
高速避雷器 (分離機付き、クラスⅡ)		2 個
サーキットプロテクタ		5 個
計器用変流器 5A/1A		4 個
	10A/5A	4 個
盤内照明灯 (LED) 及びドアスイッチ (1 扉当たり)		1 組
スペースヒータ		1 個

(2) 除塵機機側操作盤 (更新)

1) 構 造	屋外鋼板製閉鎖ポスト形 (前面扉)	
2) 規 格	JEM 1265 CX形	
3) 材 質	箱体 SUS304	
	扉 SUS304	
	中板 SPC	
4) 外形寸法	幅960×高さ1,800 (スタンド700mm含む) ×奥行520mm程度	

5) 数 量	1 面
6) 盤面取付品	
名称銘板 (アクリル製板非照光)	1 式
交流電圧計	1 個
交流電流計	4 個
集合表示灯 (予備含む)	30個
操作小扉	1 式
操作小扉内押釦スイッチ (正転、逆転、停止、警報停止、ランプテスト、非常停止)	15個
7) 盤内取付品	
配線用遮断器 3 P30AF	1 個
サーキットプロテクタ	4 個
盤内照明灯 (LED) 及びドアスイッチ (1 扉当たり)	1 組
スペースヒータ	1 個

第14章 塗装

1. 一般事項

- (1) 電気盤の塗装色は、5Y7/1 とする。
- (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修塗装を行い、仕上げるものとする。
- (3) ステンレス部材及びコンクリート埋設部は、塗装を行わないものとする。
なお、ステンレス部材は、酸洗いを十分に行うものとする。

2. 施工方法

- (1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層ごとに色分けを行い施工するものとする。
- (2) 工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。

3. 塗装仕様

除塵電動機及び減速機の塗替塗装は既設仕様によるものとし、詳細仕様については、別途監督職員と協議するものとする。

第15章 撤去

1. 既設設備撤去

既設設備の撤去にあたっては、既設構造物に影響を及ぼさないよう行うものとする。なお、撤去にあたり既設構造物等に亀裂、損傷等を発見した場合は監督職員に報告するものとする。

2. 撤去材の集積等

本工事に伴い発生する鋼材等は、共通仕様書（施）第 1 章1-1-22に基づき、重量を計測し、西部揚水機場敷地内に集積するものとする。なお、工場整備に伴い発生する部品等についても上記と同様とする。

第16章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応じるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節及び第7章第5節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 機械設備

- (1) 設備の配置は操作及び保守点検が容易なように配置するものとし、必要に応じてフランジ接合を考慮するものとする。
- (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (3) 除塵機の据付に当たっては、損傷を与えないようにかつ機能を十分に発揮できるように正確に据付なければならない。

3. 電気設備

- (1) 電気設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。
- (2) 操作盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。
なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。また、耐震クラスは「電気設備計画設計技術」に示すAクラス以上とする。
- (3) 電線等は、負荷等に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないよう、また、強い張力などを与えないように慎重に入線及び配線を行う。また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。
- (4) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。
- (5) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

4. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

材料名	提出物
アンカーボルト	カタログ、試験成績書

5. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処理施設名	住 所	受入れ 時 間	事業区分
廃プラスチック	(株) 環境整備	岩手県盛岡市川又字赤坂 120 番地 39	8:30～16:30	最終処分業者
廃油	(有) 東北オイル サービス	岩手県岩手郡雫石町西安 庭第 15 地割 54 番地 6	8:30～17:00	中間処分業者

第17章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告による。

2. 施工管理

この工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書(施)によるものとする。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき記号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取り扱い

- 1) 受注者は、（１）の機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取り扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第１編 共通編 第２章 撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」にするものとする。なお、上記１)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) ６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写しこんだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す、黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品する

ものとする。

なお、受注者は納品時に

URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第18章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

なお、両者協議の上軽微と認めた事項については変更しないことがある。

- (1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (2) 関連工事との調整に係るもの
- (3) 不可抗力によるもの
- (4) 法・基準の改正に係るもの
- (5) 既設塗装の処分費が必要となる場合
- (6) 除雪工が必要となる場合
- (7) 工事図書に示す数量及び内容に変更が生じた場合
- (8) 歩掛調査・諸経費動向調査を行う場合
- (9) その他本仕様書に定めのないもの

第19章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（施）第1章1-1-26及び第1章1-1-28に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部

2. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

更に、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われる期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

4. 契約後V E提案

(1) 定義

「V E提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E提案の意義及び範囲

1) V E提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

②工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E提案書の提出

1) 受注者は、(2)のV E提案を行う場合、次に掲げる事項をV E提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式－6）の様式1～様式4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

①設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由

②V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権を含むV E提案である場合、その取り扱いに関する事項

⑥その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E提案の適否等

1) 発注者は、V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式－6）の様式5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

る。

- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のVE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状

況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)及び(3)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式－42））に記録し、相互に確認するものとする。

6. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に1部を備え付けなければならない。

なお、この図書は第5章の提出図書に示す完成図書、施工図の提出部数には含まないものとする。

7. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費 ： 労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

(3) 受注者は、当初契約締結後、(2)で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（別紙－5）を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（別紙－6）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－5）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－5）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

(7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

8. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（１）内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （ア）洋式（洋風）便器
- （イ）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （ウ）臭い逆流防止機能
- （エ）容易に開かない施錠機能
- （オ）照明設備
- （カ）衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （キ）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （ク）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （ケ）サニタリーボックス
- （コ）鏡と手洗器
- （サ）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （シ）便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- （ス）擬音装置（機能を含む）
- （セ）着替え台
- （ソ）臭気対策機能の多重化
- （タ）室内温度の調整が可能な設備
- （チ）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 週休 2 日による施工

- （１）本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2)「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでのいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ③ 降雨、積雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上〕
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

②補正方法

当初積算に置いて4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記

①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績当評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地事759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

10. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

2) 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。
- ☐ その他〔理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐ その他〔理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- ☐ その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

11. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) を用いることを標準とする。

なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法 (昭和 27 年法律第 165 号) に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※補正係数 : 1.2

12. 総価契約単価合意方式 (包括的単価個別合意方式) について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式 (包括的単価個別合意方式) の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第20章 定めなき事項

1. 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については、受注者の負担で処理するものとする。

2. 本仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 製作工				
(1)工場整備				
除塵設備レーキ補修		式	1. 000	
(2)工場製作				
機器単体費		式	1. 000	
直接工事費				
1. 輸送費				
(1)輸送費				
輸送費（現場～工場）	除塵設備, 0. 08t, 25km	式	1. 000	
輸送費（工場～現場）	除塵設備, 0. 9t, 25km	式	1. 000	
2. 除塵設備改修				
(1)除塵設備改修				
レーキ補修撤去・据付		式	1. 000	
減速機油脂交換		式	1. 000	
減速機再塗装		式	1. 000	
(2)搬送設備改修				
コンベアベルト交換		式	1. 000	
クリーナゴム交換		式	1. 000	
スカートゴム交換		式	1. 000	
モータプーリ油脂交換		式	1. 000	
(3)電気設備撤去・据付				
配線撤去		式	1. 000	
配線据付		式	1. 000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
操作盤撤去		式	1.000	
操作盤据付		式	1.000	
(4) 試運転調整				
試運転調整		式	1.000	
(5) 産業廃棄物処理				
産業廃棄物運搬	廃プラ, 2.0t積	式	1.000	
産業廃棄物処分費	廃プラ	ton	0.250	
産業廃棄物運搬費	廃油	式	1.000	
産業廃棄物処分費	廃油	ton	0.020	
3. 直接仮設費				
(1) 直接仮設費				
仮囲い工		式	1.000	

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

別紙-3「管理項目表」

管理項目表

施設名	施設区分	管理項目	設置		データ入出力受け渡し条件				伝送			現場(機側)				用水管理所														インターネット				備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			台数	合計	入出力信号	桁数	最小単位	計測範囲 【設置範囲】	直送	T	M	C	表示		操作・制御		大型表示装置		表示操作端末		カメラ操作端末		警報器		情報処理								外部端末																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
													デジタル (数値)	アナログ (計器形)	ランプ (表示灯)	手動操作	手動設定値制御	自動制御	表示	表示	操作・制御	手動設定値制御	カメラ映像	操作・制御	警報出力	演算処理	集計値処理	警報処理	自動制御処理	操作量演算処理	日報記録	月報記録	通報警報記録		操作記録	ガイダンス処理	その他の処理	メール配信	デジタル (数値)	アナログ (計器形)	シンボル	手動操作	手動設定制御																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
西部揚水機場	除塵設備	除塵機運転	3	1	3	接点					○							○			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							</

項目	内容
1. 操作要領	(1) 除塵設備は原則として一人制御方式とする。 (2) 運転操作方式の基本 1) 運転操作位置 ①[遠隔操作] 除塵機遠隔操作盤からの操作 ②[手元盤釦操作] 除塵機機側操作盤からの操作 2) 遠隔操作 ①主ポンプの始動・停止操作と連動操作 (3) 各機器の運転相互間には、連携操作が必要に応じ自動的にできるものとする。また、誤操作防止のため、各操作開閉器にはインターロックを付けるものとする。 (4) 遠隔操作と手元盤釦操作の切換は、機側操作盤で行うものとし、優先順位は1位手元盤釦側、2位遠隔側とする。
2. 運転要領	(1) 除塵設備の始動条件 1) 他の除塵機が始動中でないこと。 2) 関連のコンベヤ等が始動準備完了であること。 3) 保護継電器が作動していないこと。 4) 電源が入っていること。 (2) 除塵設備の始動順序 1) 運転操作開閉器 運転側投入 2) 傾斜コンベヤ始動開始 自動 3) 水平コンベヤ始動開始 自動一定時間後 4) 自動除塵機始動開始 自動一定時間後 5) 各機器運転で始動完了 自動 6) 各機器の運転表示灯 点灯 上記の運転操作は、主ポンプの運転と連動することができるものとする。 (3) 除塵設備の停止順序 1) 停止操作開閉器 停止側投入 2) 除塵機停止開始 自動 3) 水平コンベヤ停止開始 自動一定時間後 4) 各機器運転で停止完了 自動 5) 各機器の運転表示灯 消滅 上記の運転操作は、主ポンプの停止と連動することができるものとする。

運転操作要領

項目	内容
(前頁より) 2. 運転要領	(4) 順次始動・停止制御 連動運転の場合は、水平コンベヤ→除塵機の順序で自動的に始動・停止できるものとする。なお、上記の始動・停止操作は、機側操作盤の切換開閉器を「機側」側に投入した場合は、各機器を単独に操作できるものとする。 (5) 定位置停止制御 掻揚げレーキをスクリーン下部の主スクリーンと補助スクリーンの間に自動的に停止するものとする。 (6) 非常停止操作 過負荷等の故障により保護継電器が動作するか又は非常開閉器を操作した場合は、各機器を直ちに停止するものとする。また、水平コンベヤは引綱ロープスイッチによる非常停止もできるものとする。

別紙－ 5

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
	現場管理 費	労務管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当
賃金以外の食事、通勤等に要する費用			労働者の食事補助、交通費の支給	
小 計				
合 計				

別紙－ 6

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用 （ 運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現場管 理費	労務管 理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

令和6年度 国営施設応急対策事業盛岡南部地区

西部揚水機場除塵設備改修工事

図面番号	図 面 名 称	枚数	適用
1	位置図	1	
2	西部揚水機場平面図	1	
3	除塵機整備図	1	
4	レーキ補修詳細図	1	
5	除塵機遠隔操作盤撤去・配置図	1	
6	除塵機配線系統図	1	
7	除塵機配線図	1	
8	単線結線図	1	
9	除塵機遠隔操作盤外形図	1	
10	除塵機機側操作盤外形図	1	
計		10	